

互助会だより



「瑞應寺」(新居浜市)

2017年
(平成29年)

1月号

第115号

- ◆年頭のごあいさつ 2
- ◆役員・評議員の紹介 3
- ◆グループ保険について 4
- ◆がん保険給付実績について 5
- ◆知っておきたい退職後の互助会事業 6~8
- ◆給付事業 請求を忘れていませんか? 8

年頭の ごあいさつ



一般財団法人愛媛県市町村職員互助会
会長 菅 良二

新年あけまして おめでとうございます。

新年あけましておめでとうございます。

会員の皆様には、ご家族お揃いで輝かしい平成29年の新春を寿ぎ、お健やかに迎えのこととお慶び申し上げます。

また、日頃から本会の事業運営につきまして深いご理解とご協力を賜っておりますことに厚くお礼申し上げます。

私は、昨年12月開催されました第120回理事会におきまして会長に推挙され、その重責を担うこととなりました。もとより微力ではございますが、本会の目的であります市町職員等の福利厚生事業発展のために最善の努力をして参る所存でございますので何卒よろしくお願い申し上げます。

御承知のように、地方公務員の福利行政を取り巻く環境は極めて厳しい状況にある中で、本会の果たす役割は誠に重要であります。

本会は、会員の皆様の互助制度の組織として昭和57年発足以後、平成25年に一般財団法人に移行しましたが、公益法人として公共の福祉の向上に寄与するとともに、会員の皆様方の期待に沿うべく逐次事業内容を充実し、皆様方のご協力をいただきながら着実に発展してまいりましたことは誠に喜ばしくご同慶にたえないところでございます。

超高齢化社会への進行、生活習慣病の増加等を背景とした医療費の増加が社会保障制度に大きく影響を及ぼしております。今後におきましても会員の皆様と関係各位のご協力を得まして、互助会制度の重要性を深く認識し、役職員力を合わせて事業運営に最善の努力を尽くして参ります。

本年も皆様の一層のご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後に、皆様方の益々のご健勝とご多幸を心からお祈り申し上げます、年頭のごあいさつといたします。



賀正



- 〔会長〕 菅 良二(今治市長)
 - 〔副会長〕 清水 裕(大洲市長)
 - 〔副会長〕 山内 貴志(新居浜市職員)
 - 〔理事〕 石橋 寛久(宇和島市長)
 - 〔理事〕 神田 紀香(新居浜市職員)
 - 〔理事〕 河本 一(砥部町職員)
 - 〔監事〕 岡本 靖(松前町長)
 - 〔監事〕 瀬川 幹雄(松山市公営企業局職員)
 - 〔評議員〕 武智 邦典(伊予市長)
 - 〔評議員〕 宮脇 馨(上島町長)
 - 〔評議員〕 高門 清彦(伊方町長)
 - 〔評議員〕 和田 雅志(久万高原町職員)
 - 〔評議員〕 山内 武弥(八幡浜市職員)
 - 〔評議員〕 中平 大介(松野町職員)
 - 〔評議員〕 野田 裕久(愛媛大学法文学部教授)
 - 〔評議員〕 池田 正司(元松山市職員)
 - 〔評議員〕 梶田 與(元大洲市長)
 - 〔評議員〕 伊藤 正(愛媛県市町村職員共済組合事務局長)
- 外職員一同

役員・ 評議員決まる

平成28年12月19日付けをもって理事4人、評議員2人、監事1人が退任されました。

後任の役員、評議員については、平成28年12月開催の第28回評議員会において選任されました。

また、同月開催の第120回理事会において会長及び副会長が選定されました。

評議員の任期は平成29年6月開催の定時評議員会まで、理事及び監事の任期は平成30年6月開催の定時評議員会までです。



役員



会長
菅 良二



副会長
清水 裕



副会長
山内 貴志



理事
石橋 寛久



監事
岡本 靖



理事
神田 紀香



監事
瀬川 幹雄



理事
河本 一

評議員



評議員
武智 邦典



評議員
宮脇 馨



評議員
高門 清彦



評議員
和田 雅志



評議員
山内 武弥



評議員
中平 大介



評議員
野田 裕久



評議員
池田 正司



評議員
榎田 與一



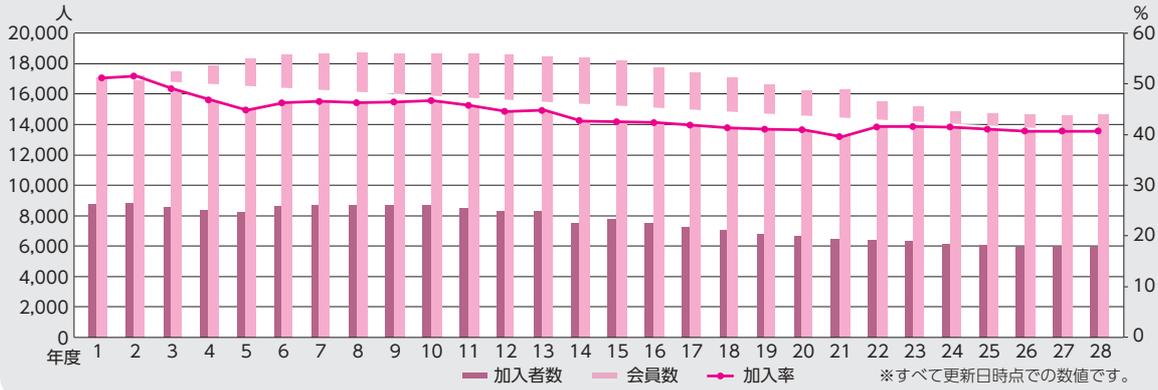
評議員
伊藤 正

退任された役員及び評議員

- 理事 稲本 隆壽(内子町長)
- 理事 高須 功(東温市長)
- 理事 二宮 洋之(鬼北町職員)
- 理事 喜井 辰弘(四国中央市職員)
- 評議員 青野 勝(西条市長)
- 評議員 伊達 定真(砥部町職員)
- 監事 甲岡 秀文(鬼北町長)

この度、退任されました各役員、評議員の方々に任期中のご尽力に対しまして心から感謝申し上げます。

共済グループ保険(団体定期保険)加入者数・加入率の推移表(平成元年度～平成28年度)



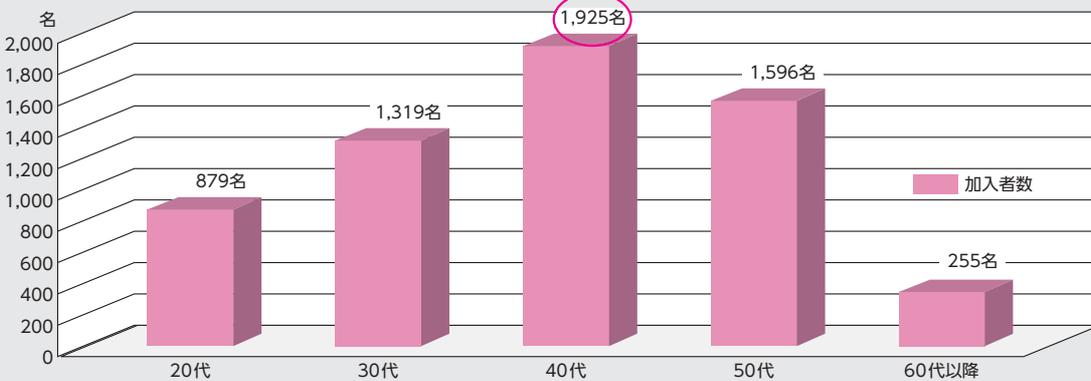
グループ保険について

共済グループ保険
(団体定期保険)の
平成29年1月更新状況

平成29年1月更新分の共済グループ保険募集推進を、平成28年7月26日～平成28年9月12日まで実施いたしました。募集の結果、平成29年1月更新分の加入者数は、5,932名となり、前年度比微増しています。加入率については、会員総数の増加もあり、前年度比0.1%微減となっています。団体定期保険の運営上において優良基準となる加入率35%は達成しており、適正かつ優良な状態で運営されております。



共済グループ保険(団体定期保険)年代別加入者表(平成28年度)



共済グループ保険
(団体定期保険)
年代別加入者数について

平成29年1月更新分共済グループ保険(団体定期保険)の年代別加入者数については、20代が879名、30代が1,319名、40代が1,925名、50代が1,596名、60代以降が255名という結果となりました。年代別に比較すると、平均的に小学校から高等学校へ通うお子様を抱える年代である40代の加入者数が最も多くなっています。

共済グループ保険の引受保険会社：明治
安田生命保険相互会社
(療養給付プラン)：損害保険ジャパン日本
興亜(株)

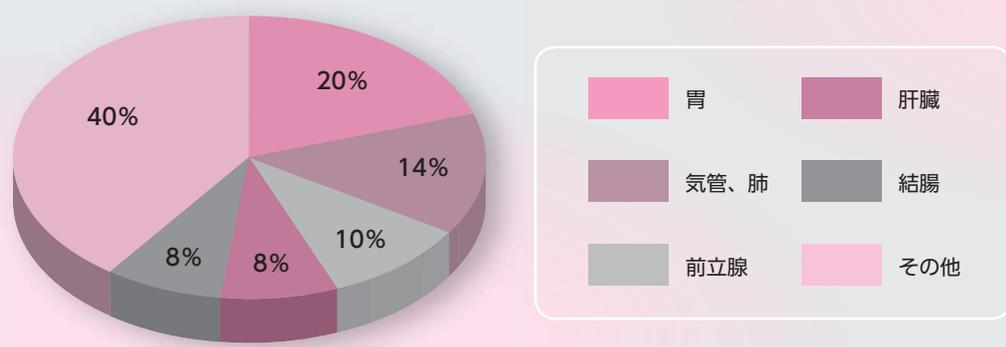


がん保険給付実績について (部位別入院給付金支払件数)

*1987年～2016年11月作成までの実績



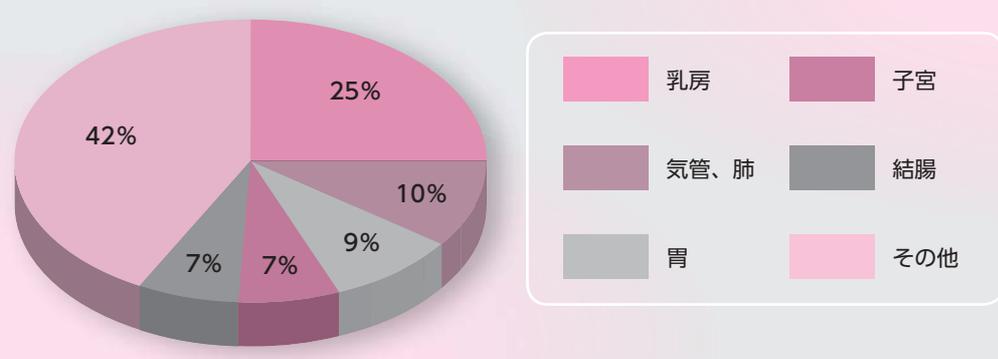
部位別男性



男性の部位別入院給付金支払件数は、「胃」が第1位です。なお、胃がんは日本人に発生しやすいがんといわれています。胃の粘膜を荒らす塩分の取りすぎ、また胃粘膜のがん化を促進するともいわれるたばこは、胃がんのリスク要因です。そして、近年注目されているのがピロリ菌という細菌で、胃の中に住みついて胃の粘膜を荒らし、胃がんのリスクを高めます。日本人の60歳以上の約50%が、ピロリ菌に感染しているといわれます。



部位別女性



女性の部位別入院給付金支払件数は、「乳房」が第1位です。なお、乳がんは女性がかかるがんの第1位です。一生のうち、^[注]12人に1人が乳がんと診断されています。

〔注〕公益財団法人がん研究振興財団「がんの統計」¹⁴

乳がんは女性らしさを保つ働きをしている女性ホルモンのエストロゲンが深くかかわっています。

一方、エストロゲンは乳がんを誘発する要因にもなり、初経年齢が早い、閉経年齢が遅い、出産経験がない、初産年齢が遅いなど、長期間エストロゲンにさらされるほどリスクが高くなります。閉経後の肥満などもリスクの要因です。

「早期発見」、「早期治療」なら、今や「がん」は治る時代になっています。定期的にがん検診を受けましょう。

がん保険の引受保険会社：アメリカンファミリー生命保険会社
募集代理店：南海放送サービス(株)

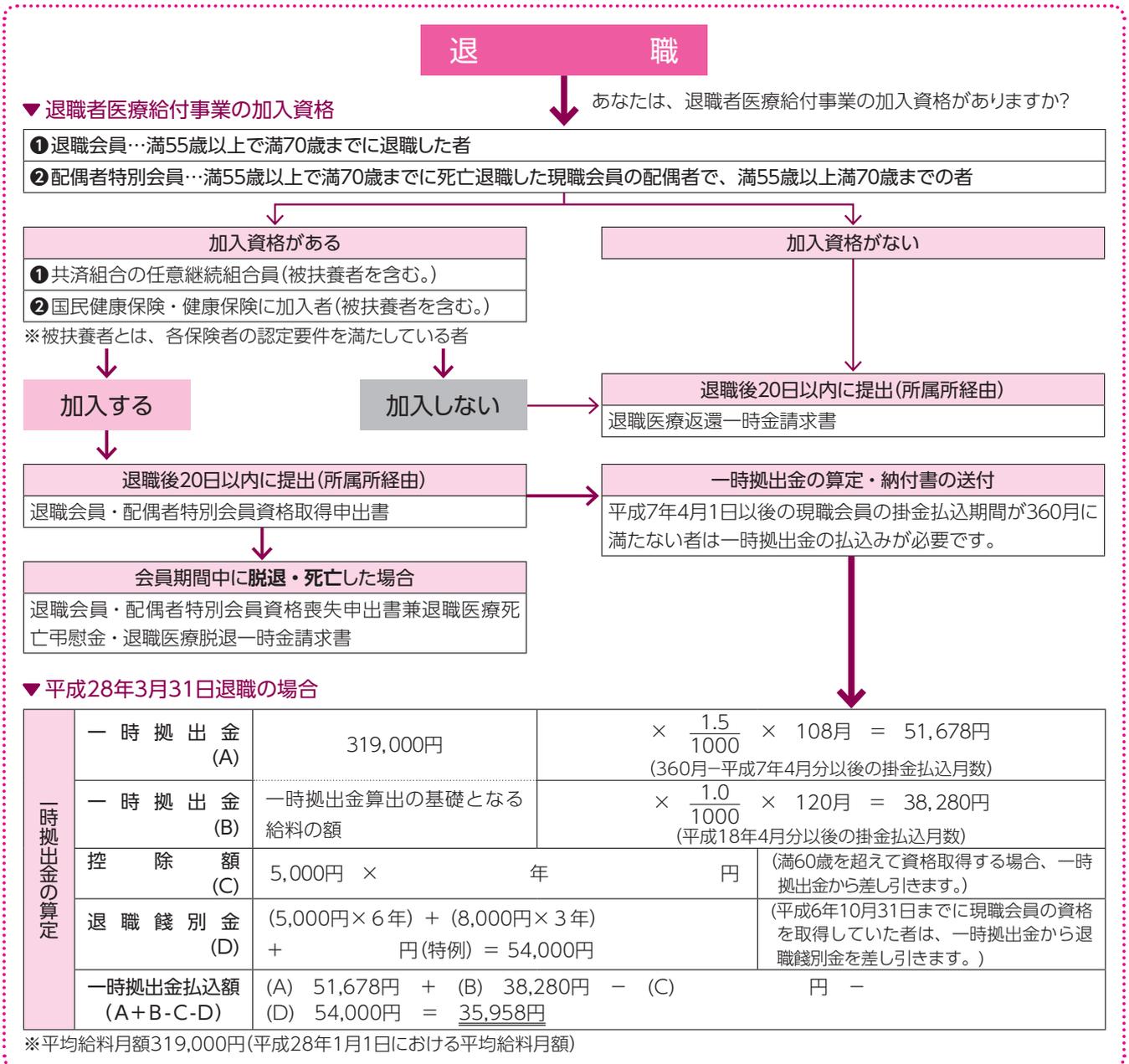
知っておきたい 退職後の互助会事業

本年度も共済組合と共催で、退職予定者相談会を昨年8月から県内12か所で開催しています。主に互助会の退職福祉事業、厚生事業(共済グループ保険等)の説明を行い、個別に相談を受けております。概略は次のとおりです。

■ 退職福祉事業(退職者医療給付事業)

加入手続

退職者医療給付事業に「加入する」か「加入しない(加入できない)」のいずれかによって、次の手続が必要となります。



給付内容

退職会員又は配偶者特別会員が満60歳に達した日から満70歳までの間において医療機関等で診療を受けた場合、及びその間において退職会員等の被扶養者(満70歳に達している者を除く。)が医療機関等で診療を受けた場合、当該医療機関等に支払った保険診療分の一部負担金が1件につき7,000円を超えるとき、その超えた金額(100円未満切捨て)を給付します。この場合、国民健康保険等から給付される高額療養費、共済組合等から給付される附加給付及びその他これらに類する制度の給付を受けた場合、その給付された金額は控除します。

〔事例〕 退職会員、配偶者特別会員及びその被扶養者が支払った1件当たりの医療費に係る給付内容
 ※高額療養費57,600円に該当する者で、12か月の高額療養費該当回数が1～3回の場合

医療費(自己負担額)	57,600円	共済組合の任意継続組合員及びその被扶養者	国民健康保険又は協会けんぽの被保険者及びその被扶養者
	25,000円	共済組合から高額療養費が支給	国民健康保険又は協会けんぽから高額療養費が支給
	7,000円	共済組合から附加給付等が支給	互助会から退職医療給付金が支給
		自己負担	自己負担
		↓	↓
		退職医療給付金=18,000円	退職医療給付金=50,600円

給付金請求の取扱い

受診者ごとに次の取扱いにより退職医療給付金請求書を作成し、必要書類を添付のうえ、互助会へ提出してください。

▼必要な添付書類(写し可)

①領収書	受診者氏名、受診年月、医療機関名、受診科、受診区分及び保険適用の自己負担額がわかる領収書(領収印が押印されているもの)
②高額療養費該当者	給付された高額療養費額のわかる保険者からの通知書
③その他	医療機関において「限度額適用認定証」若しくは「限度額適用・標準負担額減額認定証」を使用した場合、当該認定書

▼1件の取扱い等

区分	取扱い	例
①診療を受けた医療保険制度の保険者ごとに1件	異なる医療保険制度の保険を利用して、診療を受けたときは、保険者ごとに1件	愛媛県市町村職員共済組合と国民健康保険を利用し、診療を受けた…2件
②診療を受けた月ごとに1件	月の初日から末日までの診療についての1か月を1件	同じ保険医療機関での診療が2か月にわたった…2件
③診療を受けた保険医療機関ごとに1件	同じ月に保険医療機関を異にして診療を受けたときは、保険医療機関ごとに1件	同じ月にA病院、B病院で診療を受けた…2件(複数科を有するA病院において、複数科にわたって診療を受けたときは1件)
④入院と通院の場合は、それぞれ1件	同じ月に同じ保険医療機関で入院と通院による診療を受けたときは、入院、通院ごとそれぞれ1件	同じ月に入院-通院-入院…2件
⑤保険医療機関と保険薬局とが区別されている場合は、それぞれ1件	同じ月に診療を受け、診療を受けた保険医療機関での処方箋により、保険薬局で調剤代を支払ったときは、それぞれ1件	病院で診療を受け、その処方箋により院外の薬局で調剤代を支払った…2件

給付対象外

①室料差額等の保険適用外のもの(予防接種、健康診断、文書料、室料差額、自費による歯科治療等)、②入院時における食事療養標準負担額、③受診時定額負担(特定機能病院及び地域医療支援病院(一般病床500以上)を紹介状なしで受診

■ 厚生事業(退職後の共済グループ保険・がん保険・互助会積立年金)

▼退職継続者の取扱い

種類	加入条件	加入対象者	加入内容	退職後の保険料等	
共済グループ保険	団体定期保険	退職した年の翌年1月1日現在の年齢が満54歳6か月を超え、かつ退職前3年間、継続加入している加入者が退職した場合	元組合員と配偶者(子どもの加入はできません。)	満75歳6か月まで継続加入ができます。改めて次の4コースから選択のうえ、申込みが必要となります。 ・200万円コース ・250万円コース ・450万円コース ・500万円コース	退職(年度末)した年の未払い保険料(4月～12月分)は、所属所を經由して一括払込みとなります。(団体定期保険、医療保障保険、重病克服支援制度及び療養給付プラン)
	医療保障保険	保険料を一括前納し、団体定期保険に加入の者	元組合員と配偶者	退職した年の翌年からも退職時の加入内容で、満69歳6か月まで継続加入ができます。	退職した年の翌年以降の保険料(団体定期保険、医療保障保険及び重病克服支援制度)については、登録口座より毎月の口座振替をします。また、併せて手数料308円/月を振り替えます。(初回:退職した年の12月)
	重病克服支援制度	保険料を一括前納し、団体定期保険に加入の者	元組合員と配偶者	退職した年の翌年からも退職時の加入内容で、満71歳6か月まで継続加入ができます。	
	療養給付プラン	翌年1月以降の継続加入はできません。	—	—	—

※口座振替及び配当金に係るご案内等の事務につきましては、業務委託業者である「株式会社 日本共同システム(NKS)」が取り扱います。また、口座振替ができない月が2か月連続と「脱退」扱いとなりますので、ご注意ください。

がん保険	退職時の加入内容で終身加入することができます。退職した年の未払い保険料は、所属所を経由して一括払込みとなります。(商品により、4月～10月分、5月～11月分) その後の保険料は、1年分の一括前納となります。
互助会積立年金	退職をもって積立は終了しますので、加入されている方は、一時金あるいは年金として受け取られるかご検討ください。 ① 「一般型」の加入者はア～ウから選択、組み合わせてください。 ② 「個年型」の加入者はア又はイのいずれかを選択してください。 ア 年金受け取りコース(10年、15年、20年確定年金・10年、15年、20年保障期間付終身年金) イ 一時金受取コース ウ 「一時払退職後終身保険」加入コース

給付事業 請求を忘れていませんか?



互助会では、現職会員とその家族の生活の安定と福祉の向上に寄与するため、次の給付事業を行っています。もし、請求をお忘れの場合は、該当所属所の事務担当者に申し出て請求をしてください。

なお、給付を受ける権利は、その事由発生の月から2年以内に請求しなければ時効によって消滅しますので、ご注意ください。

項目	支給要件	給付額
入院差額料補助金	現職会員又はその被扶養者が入院し、主治医の承認を受け、治療上個室に收容され、その室の差額を負担した場合	1日につき2,000円 (限度100日)
入院見舞金	現職会員が病気又は負傷で保険医療機関に引き続き8日以上入院した場合	20,000円
災害見舞金	現職会員が不慮の災害で住居及び家財に損害を受けた場合	50,000円
結婚祝金	現職会員が結婚した場合(退職後3月以内の場合を含む。)	初婚 30,000円 再婚 15,000円
出産祝金	現職会員又はその配偶者が出産した場合(退職後6月以内を含む。)	20,000円
入学祝金	現職会員の子が小学校、中学校に入学した場合	25,000円
銀婚祝金	現職会員が結婚して満25年を迎えた場合	15,000円
永年会員祝金	現職会員の在会期間が引き続き20年、30年に達した場合	20年 10,000円 30年 15,000円
死亡弔慰金	現職会員並びにその配偶者、被扶養者、被扶養者以外の子及び実父母等が死亡したとき	現職会員 30,000円 その他 10,000円
人間ドック等補助金	現職会員及びその被扶養者が人間ドックを利用した場合又は現職会員が脳ドックを利用した場合	一律 1,000円
在宅介護見舞金	現職会員又は同居の家族が自宅において同居の常時介護を必要とする家族を1年以上看護した場合	10,000円 (1事業年度1回)
遺児奨学一時金	現職会員が死亡したとき、生計を同じくしている18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子(就労している子は除く。)	1子につき100,000円
介護休業給付金	現職会員が介護休業に関する条例又は規程に基づく介護休業の承認を受けて休業した場合	日につき給料日額× 60/100(限度90日)

※出産祝金、入学祝金及び銀婚祝金は、夫婦が共に現職会員である場合は、それぞれに支給されます。

互助会の概況

(平成28年11月末現在)

・所属所数	42
・会員数	現職会員数 14,847人 退職会員数 3,727人
・被扶養者数	16,515人
・平均給料月額	313,700円

表紙によせて

「瑞應寺」(新居浜市)

文政5年(1448年)生子山城主松木景村により建立され、曹洞宗「仏国山瑞應寺」と名付けられました。その後、いく度か戦火にみまわれ、明治30年に専門僧堂が開設され、現在の瑞應寺となっています。本堂の近くにある樹齢800年を超える大銀杏の木は、県指定天然記念物であります。

毎年、大寒の頃(1月19日～30日)には、修行の一環として十数名の修行僧による寒行托鉢が行われており新居浜市の冬の風物詩となっています。風雨に関係なく厳しい寒さのなか、網代笠をかぶり黒の中法衣をまとい素足にわらじを履き、「ホーツ、ホーツ」という声を発しながら地域の家々をまわり、玄關先でお経を唱えてお布施を受け、住民は静かに手を合わせます。修行僧は托鉢を通して「人様のおかげで生きている」ことを学ぶのだそうです。